

# IV 欧 州

## 欧州地域(EU)概観

### ■ 試練を迎えるユーロ圏

EU (EU27) 経済は金融危機の影響で大幅に後退し、2009 年の実質 GDP 成長率は前年の 0.7% を大幅に下回るマイナス 4.2% となった。しかし、2009 年第 3 四半期の実質 GDP 成長率が 2008 年第 1 四半期以来 6 四半期ぶりに前月比プラスに転じるなど、2009 年後半に入って EU 経済は回復基調にある。欧州委員会は 2010 年 5 月 5 日に発表した春季経済予測で、2010 年の実質 GDP 成長率が 1.0% になるとの見通しを示している。ユーロ圏についても同様に、2009 年はマイナス 4.1% に落ち込んだが、2010 年は 0.9% に回復すると見込んでいる。

背景には、2008 年 11 月に欧州委員会が総額 2000 億ユーロに上る欧州経済回復計画を発表したことを受けて、EU および各国が積極的に実施した経済財政措置が功を奏したことにある。金融機関への支援策が矢継ぎ早に実施されたほか、各国が相次いで導入したスクラップ・インセンティブ(買い替え支援策)により自動車の販売は下支えされ、2009 年の欧州 28 カ国の新車登録台数は、前年比 1.6% 減にとどまった。

他方で、積極的な財政刺激策は、深刻な財政赤字問題を生み出すことに繋がった。ギリシャでは政権交代に伴い、財政赤字が EU の安定・成長協定の基準を大幅に上回る 12.7% に達していることが明るみになった。ギリシャ問題が同様に財政赤字問題を抱える国々(いわゆる PIIGS(ポルトガル、アイルランド、イタリア、ギリシャ、スペイン))に波及することへの懸念から、市場の不安が増大し、金融機関を中心にユーロ建て資産を減らす動きが続いた。これに対応するため、EU は 2010 年 5 月、ギリシャ

表 1 EU の実質 GDP 成長率見通し

	(単位: 前年比伸び率%)	
	2009 年(推定)	2010 年(見通し)
EU27	△ 4.2	1.0
民間消費*	△ 1.7	0.1
政府消費	2.1	1.0
総固定資本形成	△ 11.6	△ 2.2
財・サービス輸出	△ 12.4	5.0
財・サービス輸入	△ 12.1	3.4
ユーロ圏	△ 4.1	0.9

[注]\*対家計非営利団体(NPISH)消費支出含む。  
[出所]EU 統計局(Eurostat)。

に対し 1,100 億ユーロの支援を決定するとともに、IMF とともに総額 7,500 億ユーロの金融安定メカニズムの創設を決定した。しかし、安定・成長協定に基づき、財政赤字が基準値を超えると認定された国は、スウェーデン、エストニア、ルクセンブルクを除く 24 カ国に及ぶ。ギリシャをはじめ、各国は今後財政赤字削減へ向けて、大胆な構造改革に取り組む必要があるものの、失業率の増加、各国での改革に反対するストの頻発などが、EU 経済に不確実性をもたらしている。

EU は、リスボン戦略に続く新たな成長戦略として、「欧州 2020」を策定する。「知的な成長」、「持続可能な成長」、「社会包摂的な成長」をキーワードに、就業率 75% の達成、R&D 投資水準を EU の GDP の 3% にまで引き上げ、気候変動に関する「3 つの 20%」の目標達成などの具体的な目標を掲げる。なお、貧困については 2010 年 3 月の欧州理事会では合意に至らなかったが、5 月の理事会で 2000 万人以上を貧困層から引き上げることも目標とすることで合意した。2010 年 6 月の欧州理事会(EU 首脳会議)で「欧州 2020」を正式に採択し、具体的目標を達成するための各国の計画を秋にかけて議論する。

### ■ 域内貿易は大幅減

EU 統計局(ユーロスタット)によると、2009 年の域内、域外を含む EU の貿易は、輸出が前年比 18.3% 減の 3 兆 2,883 億 500 万ユーロ、輸入が前年比 20.9% 減の 3 兆 3,246 億 5,900 万ユーロと激減した。域内貿易と域外貿易の構成比は、輸出が域内 66.7%、域外 33.3%、輸入が域内 63.9%、域外 36.1% となった。輸入では 1.1 ポイント域内の比率が上昇したのに対し、輸出では域内の比率が 0.7 ポイント減少。欧州経済の低迷を現す結果となった。

EU27 の域内貿易は、輸出が前年比 19.3% 減の 2 兆 1,920 億 9,100 万ユーロ、輸入が 19.5% 減の 2 兆 1,247 億 2,200 万ユーロと、景気後退の影響を受けて大幅に減少した<sup>1</sup>。2008 年終わりから急減し、2009 年を通じて低調だった。ユーロ圏内でも輸出は 18.0% 減、輸入は 17.9% 減となった。

EU 域外の貿易をみても、輸出が 16.4% 減の 1 兆 962 億 1,400 万ユーロ、輸入が前年比 23.3% 減の 1 兆 1,999

<sup>1</sup> 域内の輸出、輸入は本来であれば一致するはずだが、輸出は FOB、輸入は CIF で算定されていること、統計誤差の存在などが理由で、両者は必ずしも一致しない。

表2 EU27の主要国・地域別輸出入

(単位:100万ユーロ, %)

	輸出(FOB)				輸入(CIF)			
	2008年	2009年			2008年	2009年		
	金額	金額	構成比	伸び率	金額	金額	構成比	伸び率
EU27 域内	2,714,940	2,192,091	66.7	△ 19.3	2,639,313	2,124,722	63.9	△ 19.5
ユーロ圏内	1,570,715	1,287,714	39.2	△ 18.0	1,530,257	1,256,602	37.8	△ 17.9
EU27 域外	1,310,688	1,096,214	33.3	△ 16.4	1,565,217	1,199,937	36.1	△ 23.3
EU加盟候補国	70,979	56,710	1.7	△ 20.1	52,923	41,660	1.3	△ 21.3
米国	250,124	204,603	6.2	△ 18.2	186,772	159,796	4.8	△ 14.4
スイス	98,006	88,586	2.7	△ 9.6	80,327	73,762	2.2	△ 8.2
中国	78,416	81,670	2.5	4.1	247,933	214,670	6.5	△ 13.4
ロシア	105,028	65,660	2.0	△ 37.5	177,761	115,408	3.5	△ 35.1
ASEAN	55,701	50,215	1.5	△ 9.8	79,689	67,912	2.0	△ 14.8
日本	42,267	35,981	1.1	△ 14.9	75,074	55,833	1.7	△ 25.6
インド	31,603	27,522	0.8	△ 12.9	29,482	25,386	0.8	△ 13.9
アラブ首長国連邦	31,720	25,152	0.8	△ 20.7	5,871	3,796	0.1	△ 35.3
ブラジル	26,349	21,572	0.7	△ 18.1	35,896	25,641	0.8	△ 28.6
韓国	25,568	21,526	0.7	△ 15.8	39,564	32,037	1.0	△ 19.0
合計(その他含む)	4,025,628	3,288,305	100.0	△ 18.3	4,204,530	3,324,659	100.0	△ 20.9

[注]域外貿易は通関ベース、域内貿易は各企業のインボイスの報告などに基づく。以下EU加盟国も含めすべて同じ。

EU加盟候補国:クロアチア、マケドニア、トルコ

[出所]表3, 4, 5ともEurostat データベース(2010年5月24日閲覧時点)を使用。

表3 EU27の主要品目別輸出入(域外貿易)

(単位:100万ユーロ, %)

	輸出(FOB)				輸入(CIF)			
	2008年	2009年			2008年	2009年		
	金額	金額	構成比	伸び率	金額	金額	構成比	伸び率
食料品および動物	49,009	44,753	4.1	△ 8.7	74,489	67,188	5.6	△ 9.8
飲料およびたばこ	19,467	17,969	1.6	△ 7.7	6,334	6,430	0.5	1.5
食用に適さない原材料	29,044	25,171	2.3	△ 13.3	67,635	41,850	3.5	△ 38.1
鉱物性燃料・潤滑油等	83,934	57,270	5.2	△ 31.8	456,370	290,391	24.2	△ 36.4
動植物性油脂およびろう	3,052	2,586	0.2	△ 15.3	7,941	5,480	0.5	△ 31.0
化学工業製品	198,866	195,637	17.8	△ 1.6	124,301	112,455	9.4	△ 9.5
原料別半製品	179,919	139,598	12.7	△ 22.4	178,346	115,281	9.6	△ 35.4
機械・輸送機器類	569,562	455,933	41.6	△ 20.0	415,549	342,305	28.5	△ 17.6
製品	137,091	119,135	10.9	△ 13.1	196,802	180,197	15.0	△ 8.4
特殊取扱品	40,737	38,161	3.5	△ 6.3	37,450	38,360	3.2	2.4
合計	1,310,688	1,096,214	100.0	△ 16.4	1,565,217	1,199,937	100.0	△ 23.3

[注]合計が一致しないのは統計誤差による。表4, 5とも同じ。

表4 EU27の主要品目別輸出入(域内貿易)

(単位:100万ユーロ, %)

	輸出(FOB)				輸入(CIF)			
	2008年	2009年			2008年	2009年		
	金額	金額	構成比	伸び率	金額	金額	構成比	伸び率
食料品および動物	208,016	196,138	8.9	△ 5.7	203,293	193,773	9.1	△ 4.7
飲料およびたばこ	32,803	30,902	1.4	△ 5.8	32,219	31,209	1.5	△ 3.1
食用に適さない原材料	80,120	58,824	2.7	△ 26.6	84,439	61,840	2.9	△ 26.8
鉱物性燃料・潤滑油等	201,825	129,215	5.9	△ 36.0	197,962	132,607	6.2	△ 33.0
動植物性油脂およびろう	12,330	9,424	0.4	△ 23.6	12,199	9,710	0.5	△ 20.4
化学工業製品	407,370	365,913	16.7	△ 10.2	409,494	365,089	17.2	△ 10.8
原料別半製品	459,383	331,841	15.1	△ 27.8	439,869	316,662	14.9	△ 28.0
機械・輸送機器類	980,332	774,230	35.3	△ 21.0	960,371	747,179	35.2	△ 22.2
製品	290,953	262,661	12.0	△ 9.7	269,487	242,281	11.4	△ 10.1
特殊取扱品	41,807	32,945	1.5	△ 21.2	29,980	24,372	1.1	△ 18.7
合計	2,714,940	2,192,091	100.0	△ 19.3	2,639,313	2,124,722	100.0	△ 19.5

億3,700万ユーロと大幅に減少している。ただし、2009年後半から、一部の国ではユーロ安の影響もあり輸出が増加傾向にある。

### ■医薬品の輸出は増加

2009年のEU27の域外貿易を品目別で見ると、輸出では、ほとんどの品目で2ケタ以上の減少がみられるなか、化学工業製品(構成比17.8%)は1.6%減と微減にとどまった。これは、医薬品の輸出が9.4%増加したことが大きい。食料品および動物(4.1%)が8.7%減、飲料およびたばこ(1.6%)が7.7%減といずれも一ケタの下落に収まった。

他方、主力の機械・輸送機器類(41.6%)は20.0%減、原料別半製品(12.7%)が22.4%減と大幅に減少しており、所得弾力性の低い必需品以外軒並み落ち込むという世界的な景気の悪化を如実に示す数字となった。

輸入では、前年大きく伸びた鉱物性燃料・潤滑油等(24.2%)が36.4%減と急減した。数量ベースでの減少は一ケタにとどまっており、原油価格の下落が背景にあると考えられる。輸入でも食品(5.6%)や化学工業製品(9.4%)は減少幅が1ケタにとどまる一方、機械・輸送機器類(28.5%)が17.6%減、原料別半製品(9.6%)が35.4%減と輸出と同様の傾向を示している。

2009年のEU27の域外貿易を国別にみると、輸出では中国を除く主要国は軒並み大幅に減少した。これまで域外貿易の伸びを牽引してきたBRICs諸国のうち、ロシア(構成比2.0%)が37.5%減、インド(0.8%)が12.9%減、ブラジル(0.7%)が18.1%減と大きく落ち込んだ。これに対し、中国(2.5%)は前年

ほどの伸びはなかったものの、4.1%増と堅調な数字を示した。アジアでは ASEAN(1.5%)への輸出も 9.8%減と1ケタでの下落にとどまった。下でも述べるように、EU はアジアとの貿易をさらに推進するために、アジアとの FTA を推進する。輸入を国別にみると、8.2%減にとどまったスイスを除き、軒並み2ケタ以上の減少を記録した。

中国への輸出は、抗生物質など医薬品が堅調に伸びた影響で、化学品(中国への輸出に対する構成比 12.4%)が 19.3%増と拡大。主要輸出品目の機械・輸送機器類(58.3%)も、2.2%増とプラスを維持した。これに対し中国からの輸入は、半製品(中国からの輸入に対する構成比 11.5%)が 32.9%減と大きく落ち込み、主要輸入品目である機械・輸送機器類(47.5%)も 11.0%減と大幅に減少した。中国は4年連続で EU 域外の最大の輸入元となったものの、全体では 13.4%減となり、対中貿易赤字は 1,330 億ユーロに縮小している。

ただし、中国との貿易摩擦はむしろ激化している。EU は 2008 年 12 月に、立て続けに4件の対中アンチダンピング(AD)措置を発動した後、2009 年に入っても炭素鋼ねじ(2月)、ろうそく、PC 鋼線(5月)、線材(8月)、鉄鋼管、アルミホイール(10月)と計6件の対中アンチダンピング(AD)措置を発動した。EU の 2009 年の AD 措置件数は全体で9件(国別品目別)であることからみても、突出した数字だ。また、EU 加盟国内でも意見が分かれた革靴に対する AD 措置も、2009 年 12 月に 15 ヶ月間の延長を決定している。中国はこれに反発し、2009 年 7 月には炭素鋼ねじ、2010 年 2 月には革靴の AD 措置についてそれぞれ WTO に提訴した。特に炭素鋼ねじをめぐることは、中国は対抗的に対 EU 暫定 AD 措置を発動、EU はこれに対し WTO に提訴するなど、両国・地域間で AD 措置の応酬となっている。2010 年に入ってから、4 月に初の対中相殺関税調査を開始、6 月には貨物スキャンシステムとモリブデン線に AD 措置を発動するなど、EU 内の対中圧力は強まっている。欧州委員会は、バローゾ委員長、デグフト委員(通商担当)が 2010 年 5 月に訪中するなど、当面は中国との二国間のハイレベル経済対話(HED)の立て直しを図ることで現状打開を目指している。

2008 年末に完全に自由化された繊維製品の輸入は、金融危機の影響もあり、予測されたほどは急増していない。監視対象とされていた8品目のうち、2008 年に 2007 年から2倍以上に伸びたプルオーバーは、2009 年は 13.6%増にとどまった。その他の品目でも、2008 年に前年比 80.8%増となったドレスが 2009 年も 52.2%増となったのが目立つくらいだ。個別品目では急増している品目もいくつかみられるものの、繊維セーフガードの発動の可能性は当面低いとみられる。

ロシアからの輸入は、全体の7割以上を占める鉱物性燃料・潤滑油等の輸入が3割以上減少したことが響き、

35.1%減となった。鉱物性燃料輸入の半分以上を占める原油が、数量ベースではわずかな減少にとどまるも、金額ベースでは大きく減少しており、原油価格の下落がそのまま輸入額の減少に直結した。

EU 域外では最大の輸出相手国である米国については、輸出は 18.2%減だった。最大の輸出品目である機械・輸送機器類(構成比 37.9%)が 22.6%減と大きく落ち込む一方、次いで多い科学工業製品(26.2%)は 0.3%増とほぼ横ばいだった。14.4%減だった輸入も同様の傾向がみられ、機械・輸送機器類(38.9%)が 18.0%減だったのに対し、化学工業製品(21.2%)は 5.5%減と相対的に減少は小幅にとどまった。

## ■ エネルギー分野の M&A が活発

EU 統計局によると、2009 年の EU27 の域内直接投資(対内投資額)は前年比 57.5%減の 1,549 億ユーロ(国際収支ベース、ネット、フロー。数字は暫定値)となった。EU 域外からの直接投資は前年比 11.6%増の 2,217 億ユーロとなったが、域外向け直接投資は前年比 24.3%減の 2,633 億ユーロで、前年に続き大きく減少した。

国別では、ルクセンブルクへの直接投資および同国からの対外投資が突出している。同国には統括会社、金融持株会社などの特別目的事業体(SPE)を設置する企業が多く見られ、SPE 経由での投資が数字を押し上げている。2009 年は、米国の医薬品会社が保有する海外子会社の株式をルクセンブルクの統括会社に移転する動きがあり、同国の対内直接投資の3割程度を占めた。

EU27 の 2009 年のクロスボーダー M&A(2009 年に完了した案件)<sup>2</sup>は、被買収側でみると前年比 57.3%減の 2,006 億ドル(2,502 件)、買収側でみると 64.9%減の 2,022 億ドル(2,797 件)で、それぞれ世界全体の4割近くを占める。またこのうち EU 域内のクロスボーダー M&A は、1,142 億ドル(1,312 件)となった。

金融危機の影響で全体としての金額が落ち込む中、EU 域内の電気・ガス市場の自由化の進展を受け、エネルギー分野での活発な M&A は続いている。仏電力公社(EDF)による英ブリティッシュ・エナジーの買収(154 億ドル)、ドイツ大手エネルギーの RWE による蘭電力会社エ

<sup>2</sup> トムソン・ロイター(2010年6月4日時点)による。国際収支ベースの直接投資統計は流出と流入の差(ネット)であるのに対し、M&A データは、各 M&A 案件の買収完了額を足し上げた数値(グロス)。出資企業の最終的な親会社の国籍と、被投資企業の国籍が異なる M&A 取引をクロスボーダー M&A と定義する。この定義では、直接投資統計には計上されない居住者間もしくは非居住者間の M&A もクロスボーダー M&A に含まれる場合がある。そのほか、直接投資統計では出資関係が 10%以上のみを対象とすること、買収先国で資金調達を行った場合、直接投資統計には含まれない場合がある、など直接投資統計と M&A データは定義や区分が異なる。しかし実績では直接投資における M&A の割合は大きく、両者の推移は近似している。本章の「M&A」は、すべてクロスボーダー M&A を指す。

セントの買収(115 億ドル)、スウェーデンの国営電力会社ヴァッテンファルによる蘭電力会社ヌオンの買収(61 億ドル)などがあった。また、伊電力大手エネルは、2007 年に買収したスペインの同業エンデサの株式保有率引き上げ(67%→92%)を実施している。いずれも EU 域内での M&A で、エネルギー市場の再編が進む。欧州委員会の 2010 年 3 月のガス・電力市場の単一市場の進捗報告では、2009 年 7 月の第 3 次域内エネルギー市場パッケージの採択を評価しつつ、指令の適切な実施や同分野での投資促進などの必要性を指摘している。

2009 年はこのほかに、BNP パリバによるベルギー政府からフォルティスの株式取得の完了(128 億ドル)、米シティバンク系インフラ投資会社によるスペイン建設大手サシルの高速道路運営部門イティネレの買収(79 億ドル)などの金融危機の影響とみられる大型案件があった。また、カタールの投資会社によるフォルクスワーゲンの株式買い増し(2%→17%、96 億ドル)、アブダビ政府系投資機関(IPIC)が国内石油 2 位セプサの株式買い増し(9.5%→47%、44 億ドル)など、オイルマネーの流入がみられた。

2010 年に入ってから、米食品大手クラフトによる英菓菓大手キヤドバリーの買収(214 億ドル)、米製菓大手のアボットによるベルギー化学大手ソルベイの製菓部門の買収(76 億ドル)など、米国企業による大型買収案件が続いた。

エネルギー、電気通信分野をはじめとする域内市場の分断は、EU によるメリットの最大化を妨げ、EU の最大の課題の一つであるとみなされている。2009 年 9 月に再任されたバローゾ欧州委員会委員長は、欧州委員会元委員(競争担当)のモンティ教授に、この問題を検討する報告書を作成するよう依頼した。2010 年 5 月に発表されたモンティ・レポートでは、域内市場のさらなる統合が喫緊の課題であると指摘している。サービス指令の早期実施も課題の一つに挙げられているが、2009 年 12 月に国内措

置の導入期限を迎えたサービス指令は、2010 年 6 月現在、20 加盟国で横断的法制が導入されているにとどまる。個別法の改正も十分ではなく、欧州委員会は 2010 年 6 月、12 カ国に対し履行が不十分であるとする理由を付した意見を送付した。

## ■日本への輸出は医薬品が大幅増

日本との貿易は、輸出は前年比 14.9%減の 359 億 8,100 万ユーロ、輸入は 25.6%減の 558 億 3,300 万ユーロと、ともに大きく減少した。輸出では道路走行車両が 22.5%減、電気機器および電気部分品が 24.1%減と大幅に減少するなど主力の機械・輸送機器類(構成比 30.5%)が 25.1%減と低迷。景気後退により軒並み輸出が低迷する中、医薬品が 33.5%増と大幅に伸びるなど化学工業製品(26.5%)が 9.1%増と健闘した。輸入では全体の 7 割近くを占める機械・輸送機器類(68.0%)が 29.4%減と大幅に減少。道路走行車両 27.9%減、電気機器および電気部分品 27.0%減、通信・AV 機器 24.8%減、事務用機器・自動データ処理機械も 25.6%減少した。

日本との直接投資は、日本から EU 向け直接投資が 23 億 1,200 万ユーロの引き揚げ超過、EU から日本向け直接投資が 1 億 2,600 万ユーロとなった。

## ■リスボン条約は 2009 年 12 月に発効

機構改革などを目的とし、EU の基本条約を改正するリスボン条約は、アイルランドが国民投票で条約の批准を否決したことで、当初予定より発効が遅れた。しかし、アイルランドが 2009 年 10 月に再実施した国民投票では、賛成多数で条約の批准が可決され、リスボン条約は 2009 年 12 月に発効した。

リスボン条約により新設された欧州理事会常任議長には、ベルギーのファンロンパイ首相(当時)が就任した。欧州委員会の副委員長を兼務する外交・安全保障上級代

表 5 EU27 の対日主要品目別輸出入

(単位:100 万ユーロ, %)

	輸出(FOB)				輸入(CIF)			
	2008 年	2009 年			2008 年	2009 年		
	金額	金額	構成比	伸び率	金額	金額	構成比	伸び率
食料品および動物	2,538	2,173	6.0	△ 14.4	105	120	0.2	13.7
飲料およびたばこ	1,394	1,355	3.8	△ 2.8	14	16	0.0	15.2
食用に適さない原材料	1,208	1,022	2.8	△ 15.4	622	408	0.7	△ 34.4
鉱物性燃料・潤滑油等	502	198	0.6	△ 60.5	638	437	0.8	△ 31.6
動植物性油脂およびろう	159	135	0.4	△ 14.9	18	10	0.0	△ 43.3
化学工業製品	8,755	9,551	26.5	9.1	6,067	5,553	9.9	△ 8.5
原料別半製品	4,006	2,854	7.9	△ 28.8	5,141	3,950	7.1	△ 23.2
機械・輸送機器類	14,675	10,988	30.5	△ 25.1	53,787	37,981	68.0	△ 29.4
雑製品	7,077	6,376	17.7	△ 9.9	8,145	6,793	12.2	△ 16.6
特殊取扱品	1,030	508	1.4	△ 50.7	480	491	0.9	2.1
合計	42,267	35,981	100.0	△ 14.9	75,074	55,833	100.0	△ 25.6

表には、欧州委員会のアシュトン委員(通商担当、当時、英国出身)が選出された。リスボン条約に伴う大きな変化の一つとして、外交の一元化を目指し、アシュトン上級代表の下に欧州対外行動局(EEAS)を設置することになっている。しかし、EEASをめぐるのは、欧州議会との交渉が難航し、予定より設置が遅れている。

2009年10月末に任期切れを迎えていた欧州委員会は、リスボン条約発効後に新体制を発足させることとし、欧州議会の承認を経て、2010年2月に二期目を迎えるバローゾ委員長の欧州委員会新体制が発足した。当初、欧州委員会は1ヵ国1名体制から人員を削減する予定だったが、アイルランドの第一回国民投票での批准否決を受けて、欧州理事会(EU首脳会議)は、引き続き1ヵ国1名体制を維持することを決定した。

### ■ クロアチア加盟交渉は大詰め

EUの加盟交渉では進展がみられた。クロアチアは、交渉の阻害要因となっていたスロベニアとの国境紛争について、仲裁に付託することで同国と合意した。これまでスロベニアは、国境紛争を背景にいくつかの分野での交渉開始をブロックしていたが、合意を受けて順次交渉が開始される予定。クロアチアは年内に加盟交渉を終える意向で、早ければ2012年の加盟を目指す。スロベニアは仲裁合意の実施について、6月6日に国民投票を実施したが、51.28%の僅差により仲裁合意賛成が過半数を得た。国民投票で仲裁への付託が否決され、スロベニアの国境問題が再度浮上することになれば、加盟に向けての障害となることが懸念されたが、クロアチアは加盟に向けての大きなハードルをクリアした。

マケドニアは、2005年12月の欧州理事会で加盟候補国としての地位を承認されたものの、国名紛争を抱えるギリシャの反対により、加盟交渉の開始には至っていない。しかし、欧州委員会は2009年10月にマケドニアとの加盟交渉開始を勧告した。ギリシャとの国名紛争も和解に向けて協議が続けられており、ようやく交渉開始を迎えられそうな気配がある。

モンテネグロは2008年12月、アルバニアは2009年4月にEU加盟申請をしているが、欧州委員会が現在加盟に関する意見を準備している。アルバニアについては2009年4月に、モンテネグロについては2010年5月に加盟の前提となる安定化・連合協定が発効しており、早ければ年内にも加盟候補国と認定される可能性がある。ただし、いずれも政治・行政改革が不可欠とされており、仮に加盟候補国に認定されたとしても、交渉、さらにその後続く加盟に向けての道のりは遠い。

2009年7月にEU加盟申請をしたアイスランドについては、欧州委員会は2010年2月に加盟交渉を開始すべきとする意見を提示した。これを受けて6月の欧州理事会

は、アイスランドとの加盟交渉を開始し、加盟候補国とすることを承認した。これをうけて、EUは7月にアイスランドとの加盟交渉を開始した。欧州経済領域(EEA)のもとで、アキ・コミュニテールをかなりの程度採用しているアイスランドは、技術的には加盟のハードルはそれほど高くない。しかし、英国、オランダとのアイスセーフ問題が交渉の妨げとなる可能性がある。より根本的には、金融危機後アイスランドはユーロ導入を目指しEU加盟の機運は急激に高まったが、2010年6月の世論調査では、加盟申請の撤回に賛成する声が57.6%に達しており(マーケット&メディアリサーチ社調べ)、加盟に対する熱意は薄れつつある。加盟交渉が終了すれば、国民投票を実施する予定だが、EU加盟が認められても国民投票により否決される可能性がある。2005年来加盟交渉を続けるトルコは、キプロス問題など加盟に向けての道のりはまだ遠い。

なお、欧州委員会は2010年5月12日、2011年1月からのエストニアのユーロ加入を認めるようEU閣僚理事会に提案した。6月の欧州理事会(EU首脳会議)での合意を経て、7月13日の経済・財務相(ECOFIN)理事会で正式に加入が承認された。5月12日発表の欧州中央銀行(ECB)の報告では、加入条件の1つである物価上昇率に懸念が示されていたが、ギリシャ危機に揺れるユーロ圏の魅力、結束を示すためにも欧州委員会はエストニアのユーロ加入の提案に踏み切った。

### ■ 韓国との FTA は年内実施を目指す

EUは2006年10月の新通商戦略「グローバル・ヨーロッパ」発表以降、特にアジアとのFTAを積極的に推進し、韓国、ASEAN、インド、湾岸協力会議(GCC)、アンデス共同体(CAN)、中米諸国、カナダなどと交渉を進めてきた。

韓国との交渉は2009年10月に妥結し、仮調印を済ませた。2010年4月に署名、2010年の早い段階での暫定適用(関税引き下げの開始など)の開始をそれぞれ予定していたが、自動車産業界の強硬な反対、欧州経済情勢の悪化などに伴い欧州議会の反対が強まり、2010年7月現在署名はなされていない。リスボン条約発効後、暫定適用の開始に欧州議会の同意を必要とするか否かは意見が分かれるが、少なくともFTA履行に必要な二国間セーフガード規則の採択には欧州議会の同意が必要となる。欧州議会の国際貿易委員会(INTA)は2010年6月、規則案に関する第一読報告書を採択。暫定適用の開始へ向けて一歩前進した。

ASEANとの交渉は2009年3月を最後に交渉が中断し、同年5月のEU・ASEAN閣僚会議では「交渉に新たな刺激を与えるための手法を模索する」として個別交渉の開始を示唆した。水面下で交渉していた欧州委は2009年12月、EU閣僚理事会からの承認を得て、シンガポールと

のFTA交渉開始を決定した。2010年2月に就任したドゥ・グヒト委員(通商担当)は引き続きアジアを重視する姿勢を示し、3月にはASEAN諸国とインドを歴訪。シンガポールとの交渉開始の正式発表、ベトナムとの交渉開始の政治合意を行った。マレーシアとも早期の交渉開始を目指しているが、関税引き下げを交渉の中心としたいマレーシアとサービス自由化や非関税障壁、政府調達なども交渉の対象に含めるべきとするEUとで、意見が対立している。

インドとの交渉については、ドゥ・グヒト委員は3月の訪印時にアナンド・シャルマ商工相と面談、10月の首脳会議前の交渉妥結を目指すことで一致した。ただし、自由化をめぐる議論だけでなく、環境・人権に関する規定を協定に盛り込むかで争いがある。欧州議会は09年3月に、インドとのFTAについて決議を採択し、「人権・民主主義条項はFTAの不可欠の要素である」と明記している。特にリスボン条約発効により、欧州議会の通商分野での権限は強化されたことから、欧州委はその意向を無視することはできない。

カナダとの交渉は順調に進んでいる模様だ。政府調達に関する交渉では、開放されていない政府調達の大部分の権限を持つ州政府も関与している。ただし、乳製品の市場アクセスなど大きな問題は残る。また州政府が開放に応ずるかは予断を許さない。2009年10月に第1回交渉会合を開催して以来、2010年5月現在3回の交渉会合を開いており、開始から2年ないし2年半以内の交渉妥結を目指し、交渉は進められている。

中南米とのFTA交渉は、2010年1月から議長国を務めるスペインの強力な後押しもあり、大きな進展が見られた。2010年5月に開かれたEU・ラテンアメリカ・カリブ海首脳会議に向けて、中米諸国、アンデス共同体(チリ、コロンビア)との交渉が進められ、中米諸国とは5月の首脳会議で合意を発表、チリ、コロンビアとのFTAについては3月に実質合意に達し、5月の首脳会議で交渉終了を宣言した。また、首脳会議前には、フランスをはじめとするEUの農業国の反対にもかかわらず、2004年以来交渉が中断していたメルコスールとの交渉再開を欧州委員会が発表した。

なお、国内での人権侵害などが批判の対象となっていたコロンビアについては、一定の人権条約違反があった場合に条約を停止できるとする条項がFTAに盛り込まれているといわれている。

このほかに、EU、地中海諸国との原産地規則の共通化を目指す汎地中海原産地規則議定書の改定について、2009年12月の第8回EU地中海貿易相会合で合意し、バルカン諸国も議定書の当事国に含められることになった。

日本については、産業界からのFTAを求める声が高まっている。これまで日本の産業界は、2009年6月の「日本・EU EIA 研究会報告書」(ジェトロ事務局)、2009年11月の経団連による「日・EU EPA に関する第三次提言」など、一貫してEUとのハイレベルなFTA締結を要望してきた。2010年4月の日・EUビジネス・ラウンドテーブル(BRT)の提言では、「適切な条件が満たされた日・EU 両政府が合意次第早急に、バランスのとれた双方に有益な二国間協定の交渉を両政府は開始すべき」と明記され、日欧産業界でFTAを要望する姿勢が共有された。こうした産業界の要請を背景に、同月に開かれた日・EU 首脳会議では、FTA交渉開始の前提となる産官学研究会の設置も模索された。最終的に共同声明では、2009年の日EU定期首脳会議の共同声明第34パラグラフで言及された「いくつかの特定の非関税案件」の進捗を歓迎するとともに、「合同ハイレベル・グループの中でこれら案件に関し協働作業を継続し、これを成功裏に完了することの重要性を強調」するにとどまったものの、日本は引き続き非関税障壁削減に向けての取り組みを強化し、「合同ハイレベル・グループ」での議論を将来的なFTA交渉の開始につなげるのが期待される。

## ■ 損害賠償訴訟が増加

2009年はエネルギー分野で初のカルテルの摘発があった。独エーオンおよび仏GDFスエズに対する案件だが、制裁金が計11億600万ユーロに上り、歴代2位の金額となった。また日本企業が対象となった案件では、リニエンシー制度(カルテルへの関与の自主申告と当局への協力

表6 EUカルテル案件一覧表(2009年)

委員会公表日	対象産品	制裁金額(ユーロ)	対象日系企業	日系企業金額(ユーロ)
2009年11月11日	プラスチック添加剤	173,860,400	なし	なし
2009年10月7日	変圧器	67,644,000	東芝	13,200,000(第一審裁判所に提訴)
			日立	2,460,000(リニエンシーにより18%減額)
			富士電機	1,734,000(リニエンシーにより40%減額)
2009年7月22日	カルシウム・カーバイド	61,120,000	なし	なし
2009年7月8日	ガス	1,106,000,000	なし	なし
2009年1月28日	マリンホース	131,510,000	ブリヂストン	58,500,000
			横浜ゴム	リニエンシーにより100%免除

[出所]欧州委員会競争総局ウェブサイトから作成。

による制裁金の減免)の積極的な活用がみられた。2010年に入ってからは、日韓メーカーも対象となったDRAMに関する案件で、2008年に導入された和解手続きが初めて活用された。

国内では、競争法違反を理由とする損害賠償訴訟(いわゆる私訴)が増加傾向にある。例えば、ノキアは2009年12月、英国で日韓などのメーカーによる液晶ディスプレイカルテルについて損害賠償訴訟を提起した。同案件をめぐっては、既に米国では2008年に制裁金が課されているほか、欧州委員会が2009年7月、違反の認定を推定する異議告知書を送達している。EU加盟各国ではクラス・アクション(集団訴訟)に類似する訴訟形態を認める国が北欧を中心に増えており、企業は競争法に違反した場合、EUレベルでは制裁金だけでなく、各国レベルで損害賠償訴訟を提起される可能性があることにも注意しなければならない。なお、私訴についてはEUでのルール調和を図るために、欧州委員会が2009年中の指令案の提示を目指していたが、欧州委員会の交代時期と重なるといった事情もあり、指令案の公表は先延ばしにされた。

### ■ EuP 指令の実施が本格化

2008年12月1日に仮登録期限を終えた新化学物質規則(REACH)については、2010年11月30日の第1回登録期限(生産量もしくは輸入量が1,000トン以上の物質が対象)を迎える。企業は登録の準備を進めるが、欧州化学物質庁(ECHA)によれば、2009年に申請書類が受理されたのが362件、登録されたのは212件にとどまった(中間体除く)。なお、企業はECHAの登録申請不許可処分に対し不服がある場合、裁定委員会(Board of Appeal)に不服申立てを行うことができる。2009年11月に初の不服申立てに対する決定がなされ、申立てが認められて決定は修正された。

2010年5月現在、高懸念物質(SVHC)候補リストには30種類の物質が掲載されている。SVHC候補リストに掲載された物質については、成形品中に0.1重量%を超える濃度で含有される場合、企業にはサプライチェーンで情報伝達の義務が生じるほか、消費者の要求があった場合には物質に関する情報を45日以内に提供する義務を負う。REACHの遵守状況については、2009年5~12月に欧州経済領域(EEA)の当局が管内の1,589社に対し実施した査察について、ECHAの報告書がある。報告書によれば、うち378社(24%)で何らかの違反が発見され、行政命令169件、罰金12件、刑事訴追3件といった措置がとられた。ジェットロの調査では2010年3月時点ですべての加盟国で罰則規定が導入されており、REACH違反に対する執行は強化されていく見込みだ。

エネルギー消費型製品(EuP)指令の対象を拡大する改正が2009年11月に発効し、EuP指令はエネルギー関連

製品(ErP)指令に生まれ変わった。蛇口やシャワーヘッドなどの水の消費にかかわる装置、建物の冷暖房に影響を与える窓枠や断熱材など、直接エネルギーを消費しない製品であっても、エネルギー消費に関連する製品であれば対象となる。エネルギー消費型製品の実施規則の採択も進み、これまでに9つの実施規則が採択されている。家庭用照明機器については、コーティングされた不透明の電球と消費電力量100W以上のクリア電球のEU域内での販売が2009年9月から実施規則により禁止された。

EuP指令の実施規則によって、エネルギー効率の悪い製品を排除する一方、エネルギー効率の高い製品の購入をできるだけ消費者に促す措置として、EUはエネルギーラベル指令を設けている。既存のエネルギーラベル指令の改正は2010年5月、欧州議会により採択され、6月に発効した。冷蔵庫、テレビ、ボイラー、エアコンなどの実施規則が順次採択される予定だ。